

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要

1 条例の一部改正の主な項目

(1) 産前産後期間相当の国民健康保険料免除制度の創設に伴う条項の新設

- ア 第19条の5（出産被保険者の保険料の減額）
- イ 第24条の4（出産被保険者に関する届出）

(2) 上記条項の新設及び国民健康保険法の一部改正^{*}に伴う規定の整備

第14条の3、第15条の8、第15条の9、第15条の16、第16条の規定整備

※ 国民健康保険法の一部改正（第72条の3の新設）

【国保法第72条の3の3の概要】

- 第1項 区市町村は、条例の定めるところにより行う出産被保険者の保険料の減額賦課に基づき減額した額の総額を基礎として算出した額を、当該区市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。
- 第2項 国は、第1項による繰入金の2分の1を負担しなければならない。
- 第3項 都道府県は、第1項による繰入金の4分の1を負担しなければならない。

(3) 改正地方税法の施行に伴う規定整備（引用条文の項ズレへの対応）

第15条及び第19条の2の規定整備

(4) その他

改正条例の施行日や適用に関する経過措置などを付則に定める。

施行日 令和6年1月1日

適用関係 新条例の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の月分に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、それ以前の保険料については、なお従前の例による。

準備行為 新条例の公布日以降であれば、第24条の4に係る届出は、施行日前であっても受け付けることができる。

2 条例案の具体的な内容

別添「目黒区国民健康保険条例（案）新旧対照表」のとおり

※ なお、この条例案文は、現在、文書担当所管と調整中のものであり、今後、文書規定上の技術的観点等から、条文の趣旨を変えることなく、文書表現を修正する場合があります。